

丹生ダム建設事業に関する事業実施計画

(第1回変更)

平成13年10月12日作成
平成14年2月7日認可

水資源開発公団

沿 革

作成（変更）

認 可

当 初

平成6年3月22日

建設省資河開発第4号
平成6年3月25日

第1回変更

平成13年10月12日

国河治第44号の2
平成14年2月7日

丹生ダム建設事業に関する事業実施計画

I 名称

この事業は、丹生ダム建設事業と称する。

II 目的

1 洪水調節

丹生ダムによって、当該ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒 910 立方メートルのうち毎秒 720 立方メートルの洪水調節を行うものとする。

2 流水の正常な機能の維持

丹生ダムによって、高時川の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るものとする。

また、別途、異常渇水時の緊急水の補給を行うものとする。

3 新規利水

丹生ダムによって、京都府の水道用水として最大毎秒 0.200 立方メートル、大阪府の水道用水として最大毎秒 2.474 立方メートル及び阪神水道企業団の水道用水として最大毎秒 0.556 立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。

III 貯水又は放流に関する計画

1 貯水位、貯水容量及びその用途別配分

(1) 貯水位及び貯水容量

ダムの高さ（基礎地盤から堤頂までをいう。以下「堤高」という。）を 145.0 メートルとし、総貯水容量を 150,000,000 立方メートル、有効貯水容量を 143,000,000 立方メートルと定め、サーチャージ水位を標高 352.5 メートル、常時満水位を標高 349.5 メートル、最低水位を標高 270.8 メートルとする。

(2) 貯水容量の用途別配分

イ 洪水調節

洪水調節のための容量は、洪水期（毎年 6 月 16 日から 10 月 15 日までの期間をいう。以下同じ。）にあつては標高 342.0 メートル以上の 33,000,000 立方メートル、非洪水期（毎年 10 月 16 日から翌年 6 月 15 日までの期間をいう。以下同じ。）にあつては標高 349.5 メートル以上の 10,000,000 立方メートルとする。

ロ 流水の正常な機能の維持

(イ) 流水の正常な機能の維持のための容量は、標高 270.8 メートル以上の容量のうち洪水期にあつては 8,500,000 立方メートル、非洪水期にあつては 31,500,000 立方メートルとする。

(ロ) 別途確保する異常渇水時の緊急水の補給のための容量は、標高 270.8 メートル以上の容量のうち 40,500,000 立方メートルとする。

ハ 新規利水

新規利水のための容量は、標高 270.8 メートル以上の容量のうち 61,000,000 立方メートルとする。

2 貯水池の使用基準

(1) 洪水調節

洪水調節は、1(2)イに規定する容量を利用して行うものとする。このため、洪水調節を行う場合を除き、貯水池の水位を、洪水期にあつては標高 342.0 メートル以下、非洪水期にあつては標高 349.5 メートル以下に制限するものとする。

(2) 流水の正常な機能の維持

イ 1(2)ロ(イ)に規定する容量を利用して、高時川の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るように丹生ダムから補給するものとする。

ロ また、1(2)ロ(ロ)に規定する容量を利用して、異常渇水時に丹生ダムから緊急水を補給するものとする。

(3) 新規利水

1(2)ハに規定する容量を利用して、新規利水の取水を可能ならしめるように丹生ダムから補給するものとする。ただし、新規利水のための放流は、(1)に規定する洪水調節及び(2)に規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないよう行うものとする。

3 その他

1(2)ロ(ロ)に規定する容量への貯留は、下流の既得用水の取水に支障を与えないよう行うとともに、1(2)ロ(イ)及び1(2)ハに規定する容量が貯留された後に行うものとする。さらに、当該貯留は今後の水資源開発に支障を与えないよう行うものとする。

IV 施行区域

1 ダム

右岸 滋賀県伊香郡余呉町小原

左岸 滋賀県伊香郡余呉町小原

2 貯水池

滋賀県伊香郡余呉町

V 工事計画

1 ダム

型 式	ロックフィルダム
堤 高	145.0 メートル
堤 頂	標高 362.0 メートル
堤 体 積	約 13,900,000 立方メートル
放流設備	常用洪水吐き 一式
	非常用洪水吐き 一式
	利水用放流設備 一式

2 管理設備

(1) ダム管理所

ダムの管理のために必要な管理所及びこれに附帯する施設を設ける。

(2) 観測設備

必要に応じて、雨量観測所、水位観測所、流量観測所等を設ける。

(3) 通信連絡設備

丹生ダムと水資源開発公団（以下「公団」という。）及び国土交通省等の関係機関との間に所要の連絡網を設ける。

(4) 警報設備

必要に応じて、ダム下流沿岸に警報設備を設ける。

VI 工期

昭和 55 年度から平成 22 年度までの予定

（なお、建設省が施工中のものを平成 6 年 4 月に公団が承継した。）

VII 費用及びその負担方法

1 事業に要する費用の概算額

約 1,100 億円

（なお、上記金額のうち平成 6 年 3 月末までに特定多目的ダム建設事業費として約 98 億円が支出されている。）

2 費用の負担

(1) 洪水調節及び流水の正常な機能の維持に係る費用の額は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 548 を乗じて得た額とし、公団は、水資源開発公団法（以下「公団法」という。）第 26 条第 1 項及びこれに基づく政令の規定により、国からその額のうち既に国が要した費用の額を控除した残額の交付を受けるものとする。

(2) 水道用水に係る費用の額は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 452 を乗じて得た額とし、その額のうち既に京都府、大阪府及び阪神水道企業団が国に納付した負担金の額を控除した残額は、公団において支弁するものとする。ただし、公団は、公団法第 29 条第 1 項及びこれに基づく政令の規定により、流水を水道の用に供する京都府、大阪府及び阪神水道企業団にこの額を次のように負担させるものとする。

イ 京都府の負担額は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 28 を乗じて得た額から既に京都府が国に納付した負担金の額を控除した残額とする。

ロ 大阪府の負担額は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 346 を乗じて得た額から既に大阪府が国に納付した負担金の額を控除した残額とする。

ハ 阪神水道企業団の負担額は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 78 を乗じて得た額から既に阪神水道企業団が国に納付した負担金の額を控除した残額とする。

なお、この事業が完了するまでに物価の著しい変動その他重大な事情の変更がある場合には、1 及び 2 に掲げる用途別負担額等を変更することがある。

添 付 参 考 図 書

図-1 淀川水系流域一覽図

図-2 丹生ダム計画概要図

図-3 貯水池貯水容量配分図

図-4 貯水池貯水位～貯水容量曲線図

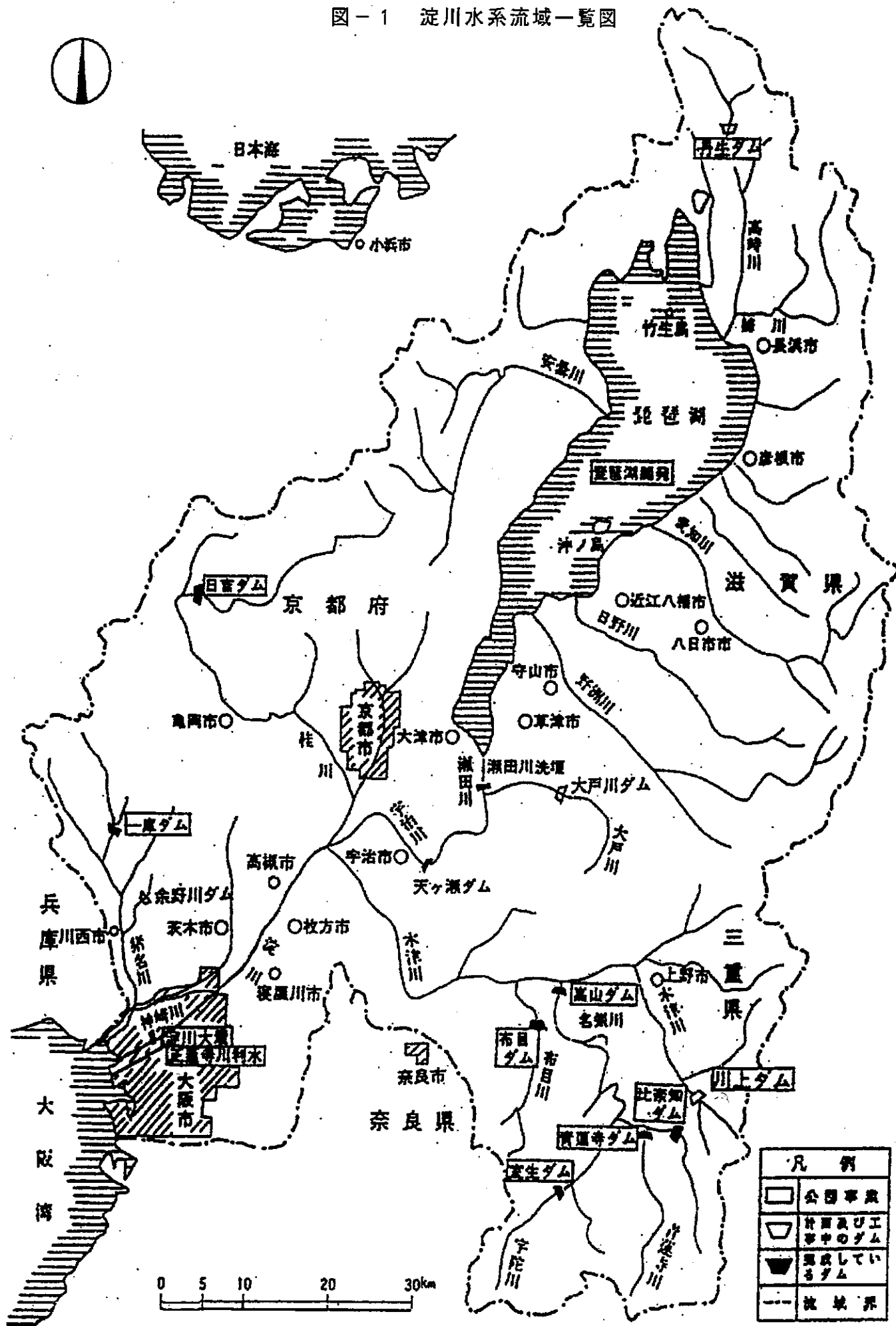
図-5 洪水調節図

図-6 丹生ダム平面図

図-7 丹生ダム標準断面図

図-8 丹生ダム縦断面図

図-1 淀川水系流域一覽図



凡 例	
	公 営 水 庫
	什 質 及 び 工 事 中 の ダ ム
	開 工 中 の ダ ム
	流 域 界

図-2 丹生ダム計画概要図

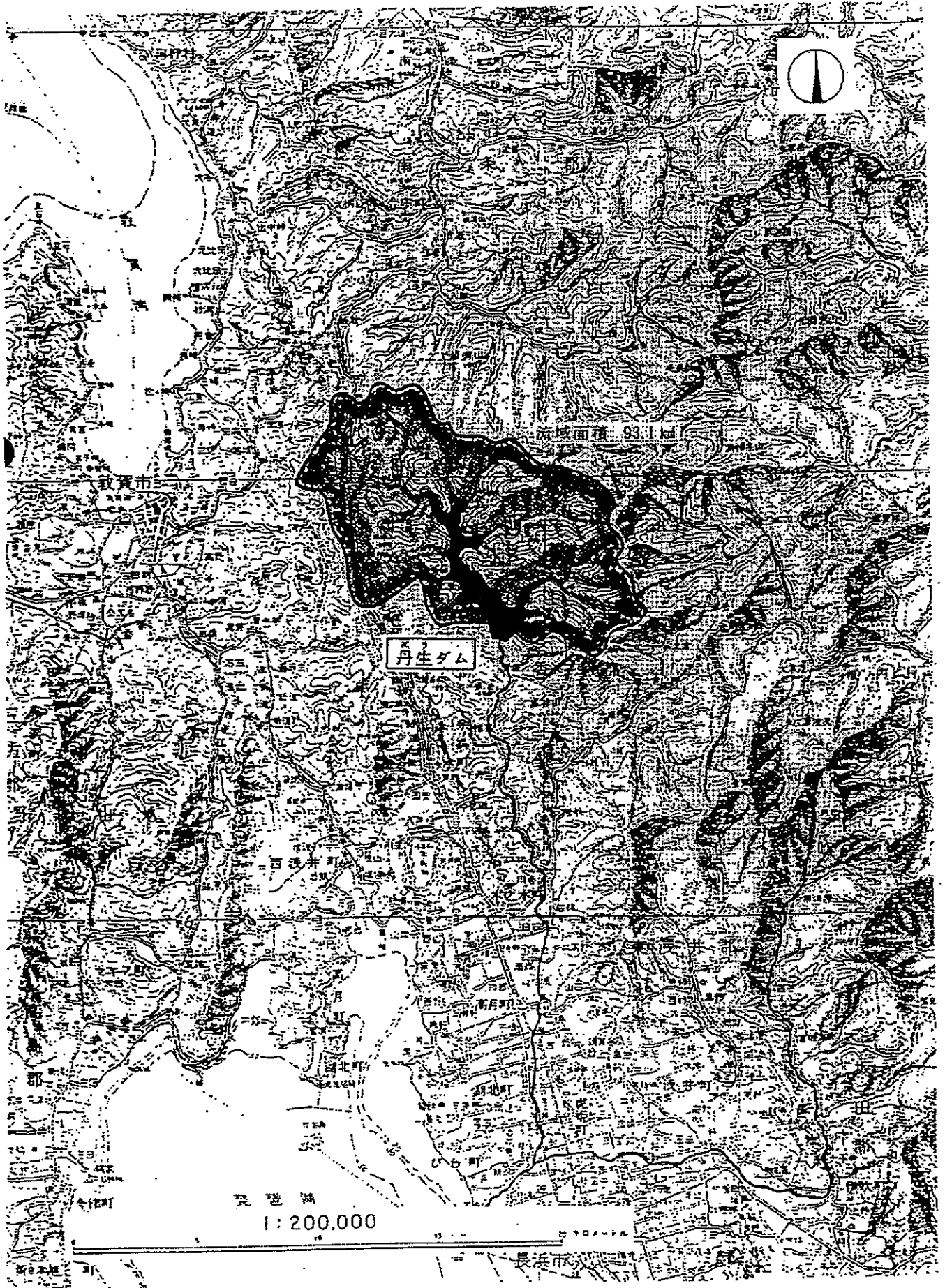


図 - 3 貯水池貯水容量配分図

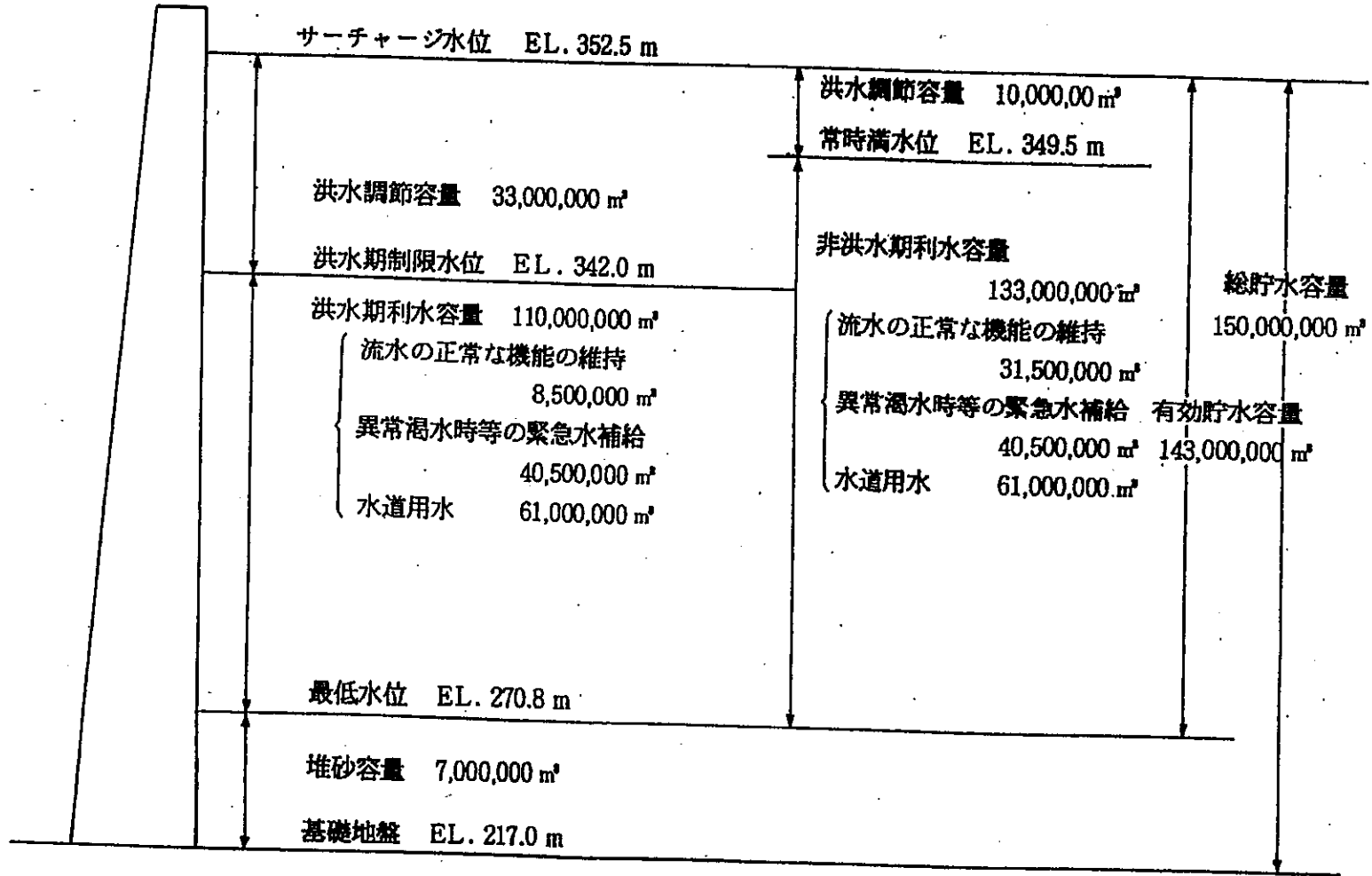


図-4 貯水池貯水位～貯水容量曲線図

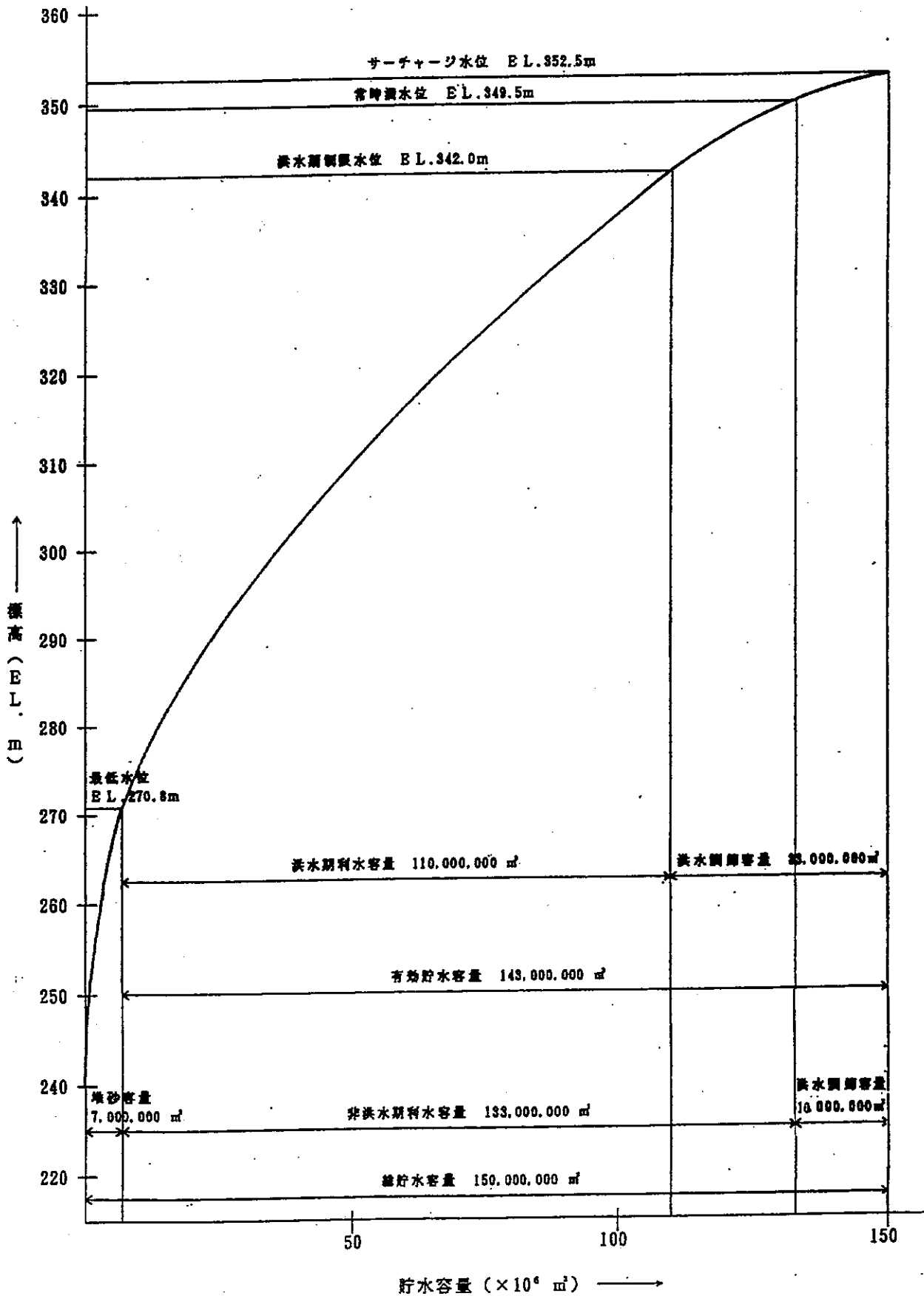


圖-5 洪水調節圖

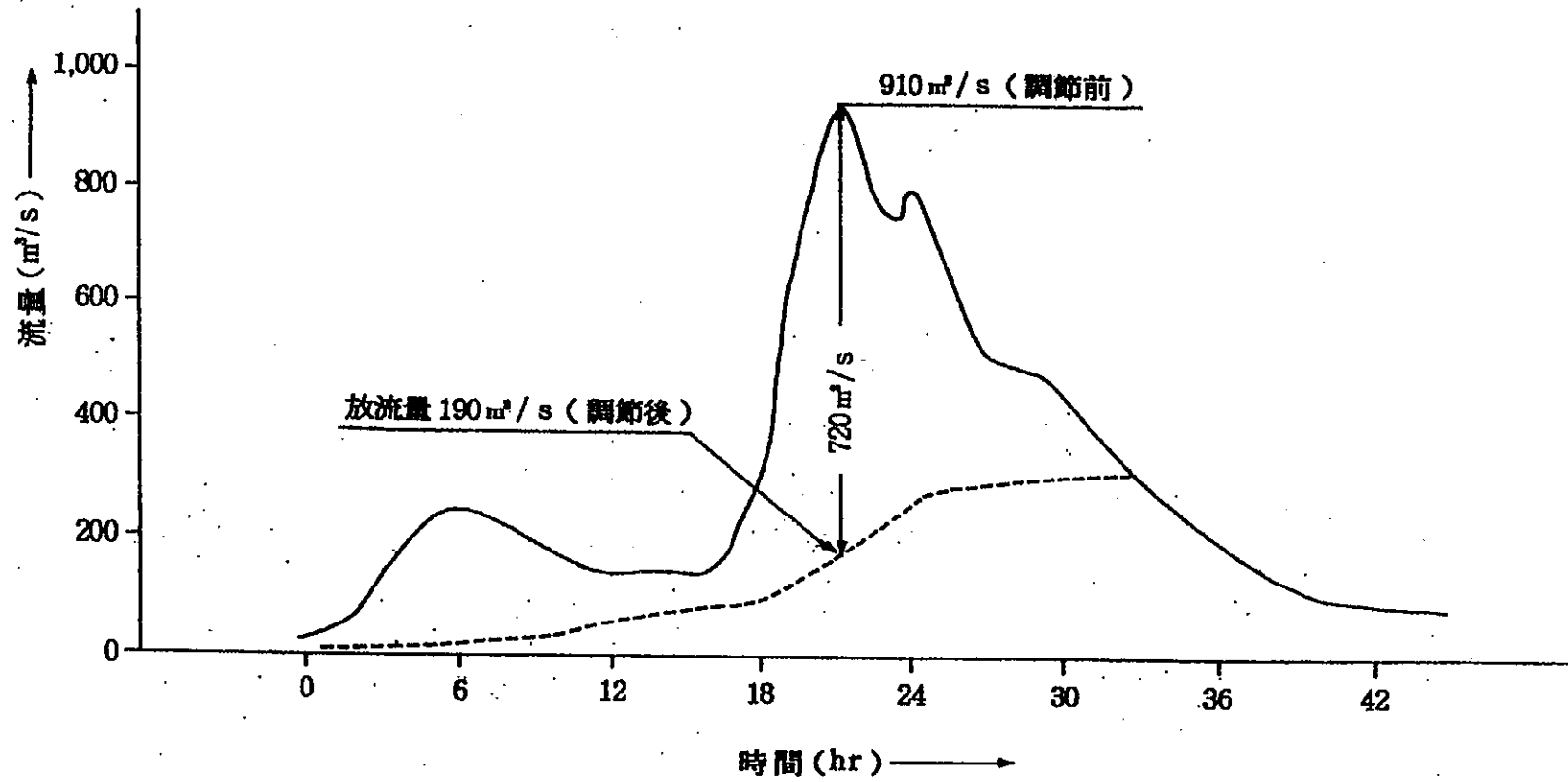


図-6 丹生ダム平面図

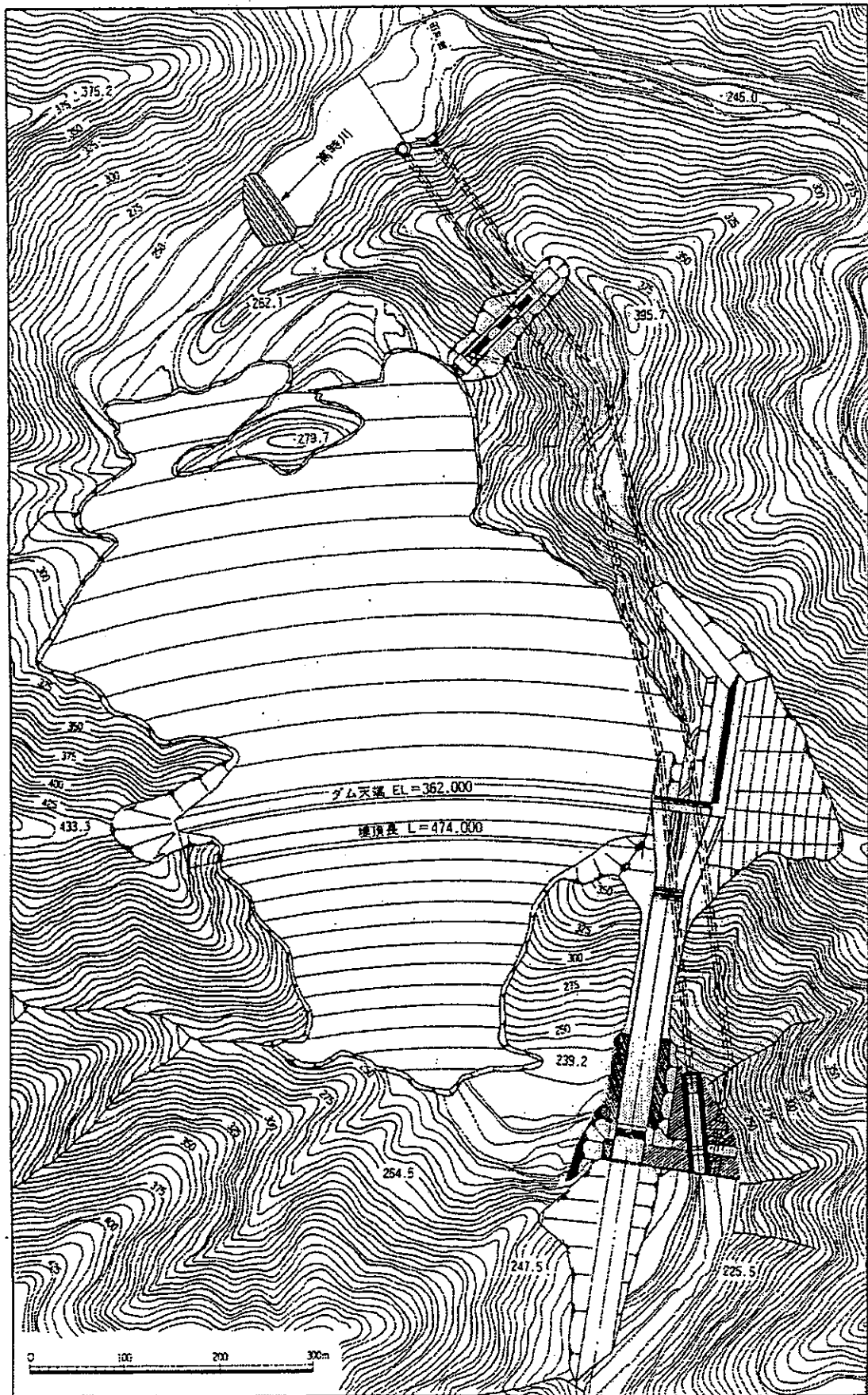


図-7 丹生ダム標準断面図

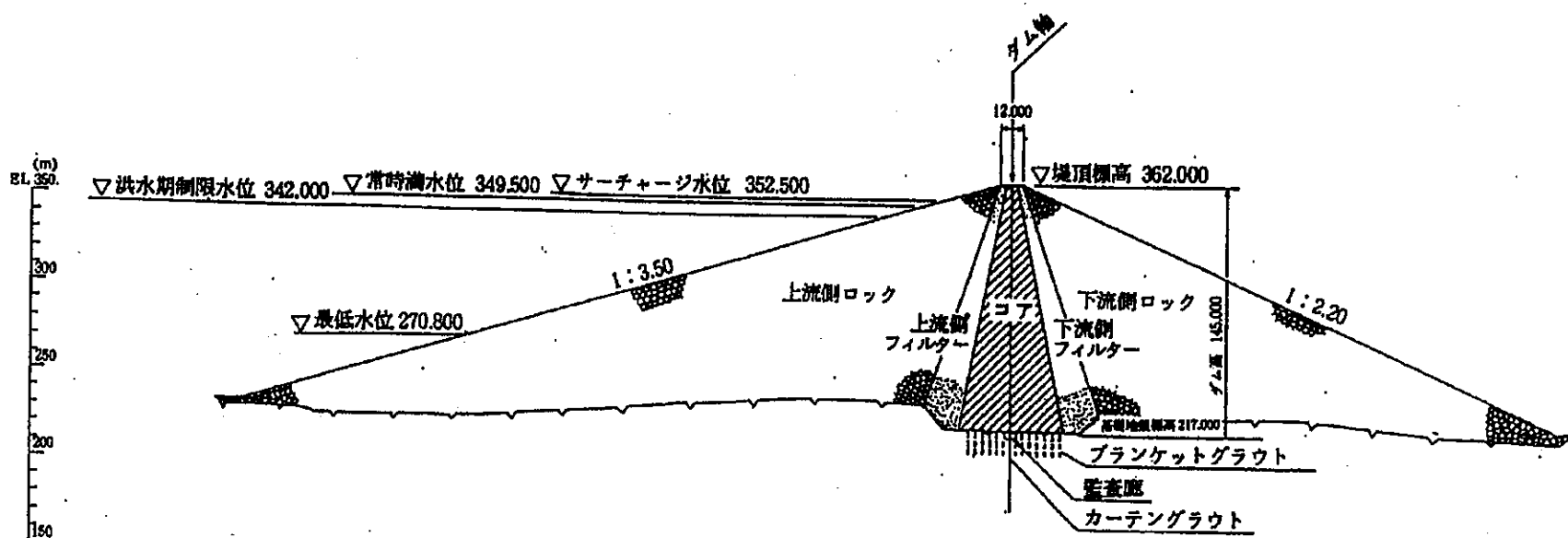


図-8 丹生ダム縦断面図

